

公立大学法人京都市立芸術大学が行う 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付について

1 趣旨

地方独立行政法人法第四十二条の二第一項の規定に基づき、公立大学法人京都市立芸術大学から、出資等に係る不要財産の出資等団体への納付についての認可申請がありました。

認可にあたり、同条第五項の規定に基づき、公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会の意見を求めます。

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

2 不要財産の内容

種 別 土地

所在地番 京都市西京区大枝沓掛町13番地の6

地 積 68,601平方メートル

帳簿価格 3,360,000,000円

3 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要 がなくなると認められる理由

京都市立芸術大学移転整備基本計画に基づく新校舎等の整備及び移転に伴い、不要となるため

4 今後のスケジュール（案）

6月22日（木） 令和5年度公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会（第1回）

9月 京都市会に議案上程

・不要財産の納付の認可

・定款の変更

10月 総務省及び文部科学省へ定款変更の認可申請

京都市長 門川大作 様

公立大学法人京都市立芸術大学
理事長 赤松 玉女

不要財産の出資等団体への納付に係る認可申請について

地方独立行政法人法第四十二条の二第一項の規定に基づき、出資等に係る不要財産の出資等団体への納付についての認可を申請します。

1 不要財産の内容

種 別 土地

所在地番 京都市西京区大枝沓掛町13番地の6

地 積 68,601平方メートル

取 得 日 平成24年4月1日

取得の日における帳簿価格 3,360,000,000円

申請の日における帳簿価格 3,360,000,000円

2 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由

京都市立芸術大学移転整備基本計画に基づく新校舎等の整備及び移転に伴い、不要となるため

3 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額

3,360,000,000円

4 出資等団体への納付の予定時期

新校舎への移転完了後（令和6年1月）

令和5年6月 日

京都市長 門川 大作 様

公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会
委員 長 太田 耕人

意見書

公立大学法人京都市立芸術大学が行う出資等に係る不要財産の納付の認可について、地方独立行政法人法第42条の2第5項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりである。

記

法第42条の2第1項に規定する不要財産の納付の認可について、〇〇〇〇〇〇〇。